

課題 06

婚姻して15年が経過したころからA男とB女の間は急速にさめ、A男が浮気をしたことが発端となって現在A男は別居し、B女だけがA男と二人で暮らしていた家屋に居住している。家屋とその敷地は、A男とB女が婚姻後10年目に購入したものであり、B女が主婦であったことから、税金の問題があつて、A男とB女が相談上、登記名義をA男としたものである。

- ① B女（被告）はA男（原告）からの土地・家屋の明け渡し請求に応じなければならないか。
- ② 明け渡しを請求しているのが、右土地・家屋をAから購入し、すでに移転登記も経由したCである場合はどうか。